

新潟地域産業見本市事前予約型個別ビジネス商談会用 マッチングシステム構築業務に係る公募型プロポーザル実施要綱

新潟地域産業見本市実行委員会（以下「甲」という。）では、令和2年度以降の産業見本市を開催するにあたり、ビジネス商談会用マッチングシステム構築業務を委託する事業者を選定するための公募型プロポーザルを、次のとおり実施する。

1 業務の名称

新潟地域産業見本市事前予約型個別ビジネス商談会用マッチングシステム構築業務

2 業務内容

新潟地域産業見本市事前予約型個別ビジネス商談会用マッチングシステム構築業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに実施する。

3 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 委託費

見積上限額 1,800,000円（消費税および地方消費税を含む）

※上記金額には、イニシャルコスト（システムの設計に係る費用や、環境構築に係る費用）及び令和2年度内に発生するランニングコスト（サーバやライセンス等の使用料や、その他保守管理に係る費用）が含まれる。なお、この金額を超える提案をした場合は失格となる。

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

※令和3年度以降の委託費は、原則ランニングコストのみとし新潟市の予算措置をもって年度開始前までに提示するものとし、委託費が大幅に増減した場合、甲と協議のうえ、仕様書等を見直すものとする。

5 システム利用開始日

令和2年7月1日（水）テスト運用開始

令和2年8月3日（月）本格利用開始

6 受託者の選定方法

受託者の選定にあたっては、提案書類による審査（一次審査および二次審査）と、プレゼンテーション審査（三次審査）を行う。審査については「新潟地域産業見本市事前予約型個別ビジネス商談会用マッチングシステム構築業務事業者選定委員会」において実施する。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、下記の要件をすべて満たす企業、または団体とする。また、単体による参加のほか、複数企業・複数団体によるジョイントベンチャー（共同企業体）（以下「JV」という。）方式による参加を認める。

- (1) 甲との新潟市内で行う定期的な打合せに参加できる体制であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (4) 個人情報保護について管理監督できる体制を有していること。
- (5) JVで参加する場合は、下記の要件を満たしていること。

なお、JVの構成員は、単独、または他のJVの構成員として本プロポーザルに参加することはできないこととする。

ア 前述(1)～(4)については、すべての構成員が要件を満たしていること。

イ JVは自主結成とし、構成企業間で締結する業務分担や責任の所在等を明確にした上で、書面による協定を締結していること。

ウ JVは幹事企業を選定し、この幹事企業をJVの代表者として甲との契約締結が行えること。この場合、契約を締結した幹事企業は、甲に対して全ての責任を負うものとする。

8 スケジュール

(1) 公募開始

- ・仕様書等配布 令和2年1月17日（金）
- ・質問書受付 1月17日（金）～1月27日（月）
- ・質問書回答期限 1月31日（金）

(2) 公募締切

- ・参加表明書の提出期限 2月 3日（月）
- ・提案書の提出期限 2月17日（月）

(3) 審査

- ・一次審査、二次審査（書類審査） 提案書受理後随時
- ・三次審査（プレゼンテーション審査） 2月26日（水）
- ・結果通知 3月 2日（月）予定

9 質問及び回答

本プロポーザルに係る質問については、下記により提出すること。

(1) 提出方法

電子メールにより、質問書（様式第1号）を提出すること。

なお、提出後、未到達を防止するため、送信確認の電話連絡をすること（連絡先は本要綱末に記載）。

(2) 受付期間

令和2年1月17日（金）～1月27日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先メールアドレス

info@niigata-ipc.or.jp

(4) 質問に対する回答

令和2年1月31日（金）までに、新潟地域産業見本市実行委員会事務局（公益財団法人新潟市産業振興財団）のホームページ（<https://niigata-ipc.or.jp/>）に掲載するほか、参加表明者全員に電子メールを利用して回答する。

なお、質問の回答は、本要綱並びに仕様書の解釈、追加、または修正とみなす。

10 参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式第2号）
- ②企業概要書（様式第3号）
- ③協定書（任意様式）の写し ※JVで参加する場合
- ④宣誓書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和2年2月3日（月）午後5時（必着）

(3) 提出方法

下記「提出場所」に郵送、または持参すること。

(4) 提出場所

新潟地域産業見本市実行委員会事務局（詳細は本要綱末に記載）

(5) 提出部数

1部

(6) 参加の辞退

参加表明書提出後の参加辞退は原則認めない。ただし、社会通念上やむを得ない事情がある場合に限り辞退することができる。その際は、令和2年2月10日（月）までに辞退届（様式第5号）を上記(4)へ提出すること。

11 提案書の提出

本プロポーザルの提案書は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ①提案書類（任意様式）
 - ・提案書の様式は任意だが、下表の内容について漏れなく記載すること。

- ・ A 4 サイズで作成して、各ページの下部にページ番号を入れること。
- ・ 枚数の制限はないが、見易さ等に配慮して作成すること。
- ・ 審査員は専門的な知識を持っていないため、分かりやすい表現に努めること。

記載事項	詳細
構築方針・コンセプト	新潟地域産業見本市の趣旨を踏まえた上で、提案者の提案する構築方針・コンセプトを記載すること。
スケジュール	システム構築スケジュール
実施体制	システム構築および本格運用開始後における体制（再委託先も含む）、従事者一覧、従事者のプロフィール（経歴、資格の有無など） ※類似業務を受注した実績がある場合には、記入
要求項目	ファイル出力、セキュリティ管理、同時アクセス数などの要求項目に対応する提案
環境構築	サーバーやブラウザなどの構築に対する提案
機能提案	仕様書に記載された要求機能に対応する提案
システムのビジュアル案	システム画面のビジュアル案
自由提案	仕様書に記載されたもの以外で、見積額の範囲内で行える、新潟地域産業見本市実行委員会にとって有益な企画や機能等の追加提案があれば記載すること。

②見積書（任意様式）

- ・ 提案書の様式は任意だが、イニシャルコストおよび令和 2 年度のランニングコストを記載すること。また令和 3 年度および 4 年度に発生するランニングコストも付記すること。

③「プライバシーマーク（JISQ15001）」、または「ISO 27001」の認証を確認できる書類の写し

- ・ 上記認証を取得しているものが実施体制の中にある場合は、審査の際の加点ポイントとなる。

(2) 提出期限

令和 2 年 2 月 1 7 日（月）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

下記「提出場所」に持参すること。郵送は認めない。

(4) 提出場所

新潟地域産業見本市実行委員会事務局（詳細は本要綱末に記載）

(5) 提出部数

印刷物 1 0 部

電子データを格納した CD-R OM 1 枚

1 2 プレゼンテーション

本プロポーザルの提案書を提出し、一次審査および二次審査を通過した者は、下記のプレゼンテ

ーション（三次審査）に出席すること。

（1）目的

選定委員が、提案書を提出した者から直接に説明を受け、質疑応答を行うことで提案内容の疑問点を解消する。

（2）開催日時

令和2年2月26日（水）

上記において実行委員会事務局が指定する時間に実施する。なお、詳細は提案書を提出した者に電子メールを利用して通知する。

（3）開催場所

I P C ビジネススクエア

（新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT 2 1 1 2階）

（4）参加可能人数

1社3人以内（※本業務の主たる従事者は必ず出席してください。）

（5）プレゼンテーション時間

1提案15分以内、質疑応答15分程度

（6）その他

①必要な機器類はすべて提案者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは甲が用意する。

②プレゼンテーションおよび質疑応答は非公開で行う。

1.3 受託候補者の決定

（1）プレゼンテーションの終了後、選定委員会による審査を行う。提案を客観的かつ総合的に評価・採点し、最も優れた提案者に対し、本事業の業務委託契約の第1交渉権を与える。

（2）選定結果については、電子メール等を利用して受託候補者に通知する。

（3）甲は、第1交渉権を与えられた者と提案内容に基づき、具体的な業務内容を協議の上、委託契約の締結交渉を行う。合意した場合は、当該年度委託費の範囲内で契約を締結する。

（4）第1交渉権を与えられた者と合意できなかった場合、または本提案における失格事項、または不正と認められる行為が判明した場合は、順次次位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

（5）交渉権者と合意できなかった場合等で、交渉する者がいない場合、甲は再度事業者選定を実施するなどして令和2年4月1日の委託契約締結に努める。

1.4 提案者の失格事項

下記のいずれかに該当したものは失格とする。

（1）提案書の提出期限に遅れた者。

（2）本要綱の公表から「新潟地域産業見本市事前予約型個別ビジネス商談会用マッチングシステム構築業務事業者選定委員会」において選考が終了するまでの間に、選定委員を含む関係者に

不正な接触を行った者。

(3) 提案書類に虚偽の記載をした者。または本要綱に違反する表現をした者。

(4) 見積上限額を超えた金額を提案した者。

1.5 契約について

(1) 本契約は別途公募型プロポーザルを行う「新潟地域産業見本市開催事業」の受託者の決定を前提とするものであり、「新潟地域産業見本市開催事業」の受託者が決定しない場合には、本契約は延期、または中止する場合がある。

(2) 本事業に係る契約は、新潟市の予算成立を条件とする停止条件付の契約とする。

(予算が成立しない場合には提案を公募したにとどまり、効力は発生しない。)

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

1.6 その他

(1) 提案にかかる費用については提案者の負担とする。

(2) 提案されたすべての書類及び電子媒体は返却しない。

(3) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。

(4) 提出された提案書やデザイン等については、提案を行った者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用することはない。

(5) 提案内容はあくまでも本業務の受託者を決定するためのものであり、契約締結によって提案内容すべてが承認されたわけではない。

(6) 契約締結後に提案書に記載のない業務が発生した場合、または提案内容に修正の必要がある場合は、甲と受託者で協議の上実施の可否を検討する。

1.7 本件に関する問い合わせ先・提出書類の提出先

新潟地域産業見本市実行委員会事務局 担当：井島、佐藤

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階

(公益財団法人新潟市産業振興財団ビジネス支援センター内)

電話：025-226-0550

FAX：025-226-0555

E-mail：info@niigata-ipc.or.jp